

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 輸出貿易管理令の運用について（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号）

改 正 案			現 行		
0 （略） 1 輸出の許可 1 - 0 （略） 1 - 1 輸出の許可 (1)～(6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (1) （略）			0 （略） 1 輸出の許可 1 - 0 （略） 1 - 1 輸出の許可 (1)～(6) （略） (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (1) （略）		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)	(略)	1	(略)	(略)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
	チャック	(略)		チャック	(略)
	X軸の全長について測定したときの位置決め精度〔貨物等省令第1条第十四号口(四)2中の位置決め精度の測			X軸の全長について測定したときの位置決め精度〔貨物等省令第1条第十四号口(三)2中の位置決め精度の測	

	定方法]	
3	(略)	(略)
	第2項第三号の二の部分品	(略)
3の2	(略)	(略)
	ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ	イネ白葉枯病の病原菌Xanthomonas campestris pv.orzaeをいう。
4	(略)	(略)
	ハイブリッドロケット推進装置の部分品	(略)
	ターボプロップエンジン	ターボシャフトエンジン及びプロペラを駆動するためのパワートランスミッションシステムから構成されたものをいう。
	ターボプロップエンジンの部分品	他の用途に用いることができるものを除く。
	(略)	(略)
	貨物等省令第3条第十七号の三イ	(略)

	定方法]	
3	(略)	(略)
	第2項第三号の二の部分品	(略)
3の2	(略)	(略)
	ザントモナス・オリゼ・パソパー・オリゼ	イネ白様枯病の病原菌Xanthomonas campestris pv.orzaeをいう。
4	(略)	(略)
	ハイブリッドロケット推進装置の部分品	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	(略)
	貨物等省令第3条第十七号の三イ	(略)

	中の部分品	
5	(略)	(略)
	低サイクル疲労寿命	(略)
	<u>三パーセント食塩水中における腐食</u>	<u>A S T M規格G - 3 1又は同等の国家規格によって測定されるものとする。</u>
6	(略)	(略)
	直線軸の位置決め精度 [貨物等省令第5条第2号イ、ロ及びハ(一)中の位置決め精度の測定方法]	国際規格I S O 2 3 0 / 2 (1 9 9 7) の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ・ロ (略) ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、 国際規格I S O 2 3 0 / 2 (1 9 9 7) の表2 (Typical test results) 及び図2 a (Bidirectional accuracy and repeatability of positioning) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 二 (略)
	(略)	(略)

	中の部分品	
5	(略)	(略)
	低サイクル疲労寿命	(略)
	(新設)	(新設)
6	(略)	(略)
	直線軸の位置決め精度 [貨物等省令第5条第2号イ、ロ及びハ(一)中の位置決め精度の測定方法]	国際規格I S O 2 3 0 / 2 (1 9 9 7) の直線軸に関する測定方法に基づき、下記の測定要件を追加して測定するものとする。 イ・ロ (略) ハ 測定結果の表示方法 位置決め精度の測定結果の表示には、 国際規格I S O 2 3 0 / 2 (1 9 9 7) の表2 (Typical test results) 及び図3 (Graphical presentation of results) に倣った表及び図を含み、実際に設定した測定条件及び測定プログラムについても併せて表示すること。ただし、Repeatability (R) に関するものの表示を除く。 二 (略)
	(略)	(略)

	エネルギー粒子ビーム研磨法	(略)	
	膨張膜研磨法	被加工物に密着するように変形する加圧された薄膜を用いる方法をいう。	
	流体ジェット研磨法	液体の噴流を用いて材料を除去する方法をいう。	
7	(略)	(略)	
	レジスト	半導体製造用のレジスト(ソルダーレジストを除く。)であって、レジスト材である樹脂(ベースポリマー)を含む。	
8	(略)	(略)	
9	(略)	(略)	
	レーザー発振器	輻射の誘導放出による光増幅を利用して空間的及び時間的にコヒーレントな光を発生させるものをいう。	
	ローカルエリアネットワーク	任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、地理的に適度な大きさの領域(オフィス、建物、プラント、キャンパス、倉庫など)に制限されたデータ通信システムをいう。	
	電子組立品、モジュール	他の貨物の部分品又は電子組立品で	

	エネルギー粒子ビーム研磨法	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
7	(略)	(略)	
	レジスト	半導体製造用のフォトリソレジストであって、レジスト材である樹脂(ベースポリマー)を含む。	
8	(略)	(略)	
9	(略)	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	暗号装置	集積回路又は組立品を含む。	

	ル若しくは集積回路	ある場合において、貨物等省令第8条第九号に基づいて判定するものとする。	
	へからヲまでのいずれかに該当するもの	へからヲまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
	(略)	(略)	
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限り、電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
10	(略)	(略)	
	(削る)		(削る)

	へからルまでのいずれかに該当するもの	へからルまでに掲げる装置に使用するように特別に設計した集積回路又は組立品を含む。	
	(略)	(略)	
	情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置	情報又は通信の秘密を保持することを目的として漏えいを防止するように設計したものに限り、集積回路又は組立品を含む。	
	盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム	集積回路又は組立品を含む。	
10	(略)	(略)	
	ゲルマニウム又はシリコンを用いた光検出器		ショットキー障壁を用いたものを除く。

(略)	(略)	
フォーカル プレーンア レー	同一チップ内に、検出素子を一次元若しくは二次元に配列したもの又は多層化したものであって、読み出し回路の有無に関係なく、同一焦点面で動作するものをいう。	
	同一チップ内に光導電型アレー又は光起電力型アレーを有するものを含む。	<p>次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>イ 同一チップ内に検出素子を1のみ有する独立したチップを重ねたものであって、同一焦点面で動作しないもの並びに同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない2から4までの検出素子で構成したもの</p> <p>ロ 電荷増倍を行うように特別に設計又は改造したものであって、760ナノメートルを超える波長で最大放射感度が10ミリアンペア毎ワット以下となるよ</p>

(略)	(略)	
フォーカル プレーンア レー	同一チップ内に、検出素子を一次元若しくは二次元に配列したもの又は多層化したものであって、読み出し回路の有無に関係なく、同一焦点面で動作するものをいう。	
	同一チップ内に光導電型アレー又は光起電力型アレーを有するものを含む。	<p>同一チップ内に検出素子を1のみ有する独立したチップを重ねたものであって、同一焦点面で動作しないもの並びに同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない2から4までの検出素子で構成したものを除く。</p> <p>。</p>

うに設計によっ
て制限されたも
ののうち、次の
すべてに該当す
るもの

(一) 出力を制
限する機構
を組み込ん
だものであ
って、取り
外し又は改
造されない
ように設計
したもの

(二) 次のいず
れかに該当
するもの

1 出力を
制限する
機構が検
出素子の
動作に不
可欠であ
るもの(
取り外し
又は改造
によって
検出素子
が動作で
きなくな
るように
設計した
ものに限
る。)又
は検出素

		<p>子と組み 合わされ たもの</p> <p>2 所定の 位置にお いて出力 を制限す る機構が ある場合 にのみフ ォーカル プレーン アレーが 動作でき るもの</p>				
電荷増倍	電子イメージの増倍を行うことであつて、衝突電離による増倍過程の結果として電荷キャリアを発生させることをいう。イメージ増強管、固体検出器又はフォーカルプレーンアレーには電荷増倍による検出器もある。		(新設)	(新設)		
直視型のもの	イメージング装置であつて、像をテレビジョンディスプレイ用の電子信号に変換することなく表示することができるもののうち、当該像を記録又は蓄積できないものをいう。		直視型のもの	可視又は赤外域のイメージング装置であつて、像をテレビジョンディスプレイ用の電子信号に変換することなく表示することができるもののうち、当該像を記録又は蓄積できないものをいう。		
貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォ	電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができる	次のいずれかに該当するものを除く。 イ テレビジョンカメラ又はビデ	貨物等省令第9条第八号イ(二)及びロ(十)中のフォ	電源が供給された場合に最低限のアナログ信号又はデジタル信号を出力することができる	次のいずれかに該当するものを除く。 イ テレビジョンカメラ又はビデ	

ーカルプレーンアレーを組み込んだもの

ために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な信号処理電子回路と組み合わせられたフォーカルプレーンアレーを含む。

オカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたもの

□ 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列したフォーカルプレーンアレー（貨物等省令第9条第三号二（一）1ーから六まで又はホ（一）1から6までに該当するものに限る。）を組み込んだものであって、次のいずれかのために設計されたもの

- （一）産業用又は民生用の侵入警報装置
- （二）交通用又は産業用の運転制御装置又は計数装置
- （三）建築物、装置又は工

ーカルプレーンアレーを組み込んだもの

ために、読み出し用の集積回路だけでなく、十分な信号処理電子回路と組み合わせられたフォーカルプレーンアレーを含む。

オカメラであって、テレビジョン放送用に設計されたもの

□ 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有さない12以下の検出素子を一次元に配列した熱型でないフォーカルプレーンアレーを組み込んだものであって、次のいずれかのために設計されたもの

- （一）産業用又は民生用の侵入警報装置
- （二）交通用又は産業用の運転制御装置又は計数装置
- （三）建築物、装置又は工

業プロセス
における熱
流の検査又
はモニタリ
ングに用い
る産業用の
装置

(四) 材料の検
査、選別又
は解析に用
いる産業用
の装置

(五) 研究用に
設計した装
置

(六) 医療用装
置

ハ フォーカルブ
レーンアレー (貨物等省令第9
条第三号二(一)
)2又はホ(二
)に該当するも
のに限る。)を
組み込んだもの
であって、次の
いずれかに該当
するもの

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

ニ フォーカルブ
レーンアレー (貨物等省令第9

業プロセス
における熱
流の検査又
はモニタリ
ングに用い
る産業用の
装置

(四) 材料の検
査、選別又
は解析に用
いる産業用
の装置

(五) 研究用に
設計した装
置

(六) 医療用装
置

ハ 熱型フォー
カルブレーン
アレーを組み
込んだもので
あって、次の
いずれかに該
当するもの

(一) (略)

(二) (略)

(三) (略)

条第三号二（一）
）1六又はホ（一）6に該当するものに限る。
）を組み込んだものであって、次のいずれかに該当するもの
（一）室内で商用電源に接続して作動するシステム又は機器に部分品として組み込むために設計したカメラであって、当該システム若しくは機器又は特に設計した保守用の装置に組み込まれた場合にのみ作動するものうち、これらから取り外された場合には機能しないようにするための機構を

有し、かつ、次のいずれかの単一の用途に用いるように設計によって制限されたもの

1 工業プロセスのモニタリング、品質管理又は材料の解析

2 科学研究用に設計した実験装置

3 医療用装置

4 金融詐欺検知装置

(二) 民生用の総重量3トン未満の乗用車又は全長6.5メートル以上の乗客用及び車両用フェリーに組み込むために

設計したカ
メラであっ
て、当該乗
用車若しく
は乗客用及
び車両用フ
ェリー又は
特に設計し
た保守用の
試験装置に
組み込まれ
た場合にの
み作動する
もののうち
、これらか
ら取り外さ
れた場合に
は機能しな
いようにす
るための機
構を有する
もの

(三) 760ナ
ノメートル
を超える波
長で最大放
射感度が1
0ミリアン
ペア毎ワッ
ト以下とな
るように設
計によって
制限された
ものであっ

て、次のす
べてに該当
するもの

1 出力を
制限する
機構を組
み込んだ
ものであ
って、取
り外し又
は改造さ
れないよ
うに設計
したもの

2 出力を
制限する
機構が取
り外され
た場合に
はカメラ
を機能し
ないよう
にするた
めの機構
を組み込
んだもの

(四) 次のす
べてに該当
するもの

1 直視型
又は電子
画像のデ
ィスプレ
ィを内蔵

していない
もの

2 検出し
た視野の
画像を見
ることが
できるよ
うに出力
するため
の機能を
有さない
もの

3 フォー
カルプレ
ーンアレ
ーが意図
されたカ
メラに組
み込まれ
た場合に
のみ作動
するもの

4 意図さ
れたカメ
ラから取
り外され
た場合に
は永久に
作動しな
いように
するため
の機構を
フォーカ
ルプレー

			<u>ンアレー が有する もの</u>
1 1	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
1 2	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	自律的な飛行制御及び航行能力	(略)	
1 4	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	<u>簡易爆発装置を除去又は処理するために特に設計した装置</u>	<u>作動させるにあたって、操作者が直接操作するものを除く。</u>	
1 5	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	

1 1	(略)	(略)	
	ドリフトレート	4の「ドリフトレート」の解釈に同じ。	
1 2	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	自律的な飛行制御能力及び航行能力	(略)	
1 4	(略)	(略)	
	エンドエフェクター	(略)	
	(新設)		(新設)
1 5	(略)	(略)	
	<u>磁気損失により電波を吸収するも</u>	<u>角錐形、円錐形、楔形及び螺旋形等、吸収材の表面が平たんでないものであって、磁気損失がないものをいう。</u>	

宇宙用に設計した	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 ~ 12 (略)

別表第1 (略)

別紙

1 (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (20) (略)

(注1) ・ (注2) (略)

(注3)

・ (略)

「はの 地域」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、

(口

<u>のでないもの</u>	
宇宙用に設計した	(略)
<u>ゲルマニウム又はシリコンを用いた光検出器</u>	<u>10の「ゲルマニウム又はシリコンを用いた光検出器」の解釈に同じ。</u>
(略)	(略)

(口) ~ (二) (略)

(8) (略)

2 ~ 12 (略)

別表第1 (略)

別紙

1 (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (20) (略)

(注1) ・ (注2) (略)

(注3)

・ (略)

「はの 地域」とは、アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カメルーン、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、ドミニカ、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、ガボン、ガンビア、グルジア、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、香港、アイスランド、インド、

インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4)～(注6) (略)

インドネシア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ナウル、ネパール、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア・モンテネグロ、セーシェル、シンガポール、スロベニア、スロバキア、南アフリカ共和国、スリランカ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スーダン、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ウルグアイ、ウズベキスタン、バチカン、ベトナム、ベネズエラ、イエメン、ザンビア及びジンバブエをいう。

(注4)～(注6) (略)